

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年3月26日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

その他 : 10 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	主復水器(A~C)水室電動弁点検において、逆洗弁駆動部取付けカバー締付けボルト・ナット(36本)に腐食が認められたため、当該ボルト・ナットを交換。	D	
2	1号機	残留熱除去海水ポンプ(B)ストレーナ入口ドレン弁(2弁)において、弁ハンドル部に腐食が認められたため、当該弁ハンドルを交換。	D	
3	1号機	補機冷却海水ポンプ出口配管フランジ(9箇所)の締付けボルト・ナットに腐食が認められたため、当該ボルト・ナットを交換。	D	
4	1号機	原子炉建屋換気空調系空調ダクト閉止用空気作動弁単体試験において、使用済燃料プール周り空調ダクト閉止弁(B, D)が中間位置で停止することが認められたため、対応検討。	D	
5	1号機	補機冷却海水ポンプ出口配管内面ライニング(ポリエチレン)に微小な穴及び膨れが認められたため、当該部を補修。	D	
6	1号機	主復水器(C)伝熱管渦流探傷検査において、伝熱管2本に不入管(貝の付着による詰まり)が認められたため、当該伝熱管に閉止栓を取付。	D	
7	1号機	残留熱除去冷却海水ポンプ(B)用電動機点検において、回転子バー及び固定子スロット楔の一部に緩みが認められたため、当該回転子バーの緩み部を補修及び固定子スロット楔を打替。	D	
8	1号機	残留熱除去冷却海水ポンプ(D)用電動機点検において、固定子スロット楔の一部に緩みが認められたため、当該固定子スロット楔を打替。	D	
9	1号機	サプレッションプール内低圧炉心スプレイ系ストレーナ点検前の水中放射線量測定時、測定器を上げようとしたところ当該ストレーナ近傍に引っ掛かり上げられないことが認められたため、対応検討。	D	
10	4号機	燃料プール冷却材浄化系ろ過脱塩器(A)ベント弁(空気作動)点検において、閉動作不良(動きが遅い)が認められたため、当該弁を点検。	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉の停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・原子炉への異物の混入 など</li> </ul>
区分	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点から速やかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

【原子力発電所における不適合事象の是正管理】

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」(JEAG4101-2000より)

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

- A5 : 法令、安全協定に基づく報告事象
- : プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
- : 定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた事象
- : 運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

(お問い合わせ)

福島第二原子力発電所・広報部・企画広報グループ  
電話 0240-25-1353